

休日に関する規則

(平成五年一月二十二日規則第五十四号)

(休日)

第一条 次の各号に掲げる日は、日本弁護士連合会（以下「連合会」という。）の休日とし、連合会の執務は、原則として行わない。

一 日曜日並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定は、連合会の休日に連合会がその所掌の事務を行うことを妨げるものではない。

(期限の特例)

第二条 連合会に対する請求、届出その他の行為の期限で会則、会規又は規則をもって定めるものが連合会の休日に当たるときは、連合会の休日の翌日をもってその期限とみなす。但し、会則、会規又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、平成五年四月一日から施行する。